

和歌山保健看護学会会則実施細則

第1条 この実施細則は、和歌山保健看護学会会則第 30 条に基づき、和歌山保健看護学会の運営に必要な事項を定める。

第2条 本会の会員の会費は、年額 3,000 円とする。

第3条 本会運営委員は次により組織する。

1. 総務委員 10 名
2. 編集・広報委員 6 名
3. 書紀 2 名
4. 会計 2 名

第4条 総務委員は、総会の開催にかかわる企画立案を行う。

2 総務委員は次の委員をもって組織する。

1. 総務委員長 1 名
2. 総務委員 9 名

第5条 編集・広報委員会は、学会誌の編集・発行および広報を行う。

2 編集・広報委員会は次の委員をもって組織する。

1. 編集・広報委員長 1 名
2. 編集委員 3 名
3. 広報委員 2 名

第6条 学会誌への投稿に関しては、別に投稿規定を定める。

附則 本実施細則は、平成 21 年 2 月 18 日から実施する。

本実施細則は、平成 30 年 8 月 4 日一部改訂する。